

平成24年12月19日
雇用経済部

1 三重県地域産業振興条例改正案について

(1) 三重県地域産業振興条例の一部改正について（案）

改正項目	1. 「地域間の連携」について
執行部	<ul style="list-style-type: none"> 第1条に「地域間の連携」を明記することについて、特に意見はございません。
意見	<p>なお、「地域間の連携」については、県外の自治体との連携や、地域や専門分野の異なる事業者間の連携も含め、広く解してはどうかとご提案させていただきます。</p>
理由など	<ul style="list-style-type: none"> 地域の産業を取り巻く環境が長引くデフレや円高などの影響で、より厳しさを増す中、今後の産業政策に取り組む際の視点として、地域の雇用の維持・創出が重要であると認識しており、そのためには、新たな需要の喚起、消費へつながる「価値」ある商品、サービスの提供を促す取組を進めが必要と考えています。 例えば、中小企業が地域資源を活用して開発した商品の多くは、消費者ニーズの把握が十分でなかったり、商品のデザイン性が低かったりするなどの理由により、思うように販売実績を上げられていないといった課題があります。 中小企業が、技術的な課題を克服し、川下企業のニーズに適合した技術・製品を提案していくためには、企業単独で対応することが困難であるといった課題があります。 県では、地域資源を活用した商品の開発等にあたっても、事業者や商工団体、市町、県がともに知識と知恵を出し合い、専門家等の外部の知恵を入れる中で、「価値」ある商品・サービスづくりに取り組むとともに、中小企業単独では課題への対応が困難な事例に対しては、複数の中小企業が得意とする技術やネットワークを持ち寄り、連携して研究開発や新たな取引につなげる取組を支援してきたところです。 こうしたことから、互いの「強み」と「弱み」の分析をし、連携、補完による、地域と地域、人(事業者)と人とのつながりを強める取組、「地域間の連携」を促進していく必要があると考えています。

改正項目	2. 「国際的視点」について
執行部 意 見	<ul style="list-style-type: none"> 第5条に「九 国際的視点に立った産業活動を促進すること」を明記することについて、特に意見はございません。
理由など	<ul style="list-style-type: none"> 国内市場が減少していく中で、海外市場を取り込んでいくことが重要となっており、特に県内中小企業には、海外展開への取組が遅れているといった課題があることから、海外への事業展開を促進する取組を推進していくとともに、経済交流を進めていく中で、観光連携の取組も強化し、海外からの誘客の拡大につなげていくことが必要と考えています。 さらに、経済のグローバル化に対応し、県内中小企業の競争力を高めていくためには、県内の海外留学生、海外への日本人留学生など、国内外の優秀な人材を確保していくことも必要と考えています。 このため、海外ビジネスサポートデスクを設置し、中小企業の海外展開を支援するとともに、今後結びつきを強めたい地域の在日大使館等とのネットワークづくりに取り組むなど、新たなネットワークの構築や既存のネットワークなどを活用した産業・観光等の経済分野での事業者の活動を支援しているところです。 こうしたことから、産業活動の持続的な発展のためには「国際的な視点」が不可欠であると考えています。

改正項目	3. 「産業に携わる者の意見の反映」について
執行部 意 見	<ul style="list-style-type: none"> 第6条に「これらの者の意見の施策への反映」を新たに明記することについて、特に意見はございません。
理由など	<ul style="list-style-type: none"> 地域における産業振興を図っていくためには、地域や地域の中小企業におけるニーズや課題を把握し、施策に反映し、スピード感を持って実行に移していくことが重要と考えています。 このため、例えば「みえ産業振興戦略」の策定にあたっては、企業の方々の「肌感覚」に近い、「使える」戦略を目指して、経済や産業などに専門的な知見を有する学識経験者や民間企業の経営者などと議論を重ねるとともに、県内外約5,000社へのアンケート調査や、県内外1,052社訪問を実施して「現場の声」をお聞きしたところです。 さらには、これまでに構築されたネットワークを継続的に維持し、今後も、その時々の雇用経済情勢を踏まえて、戦略を更新・改訂し、フォローアップしていくため、11月に「みえ産業振興戦略アドバイザリーボード」を設置しました。 県としましても、地域における産業振興施策を検討する際、現場の声をお聞きし、施策へ反映していくことが重要と考えており、「みえ産業振興戦略アドバイザリーボード」においても、引き続き民間企業の経営者などと議論を重ね、今後の産業政策の方向性について、検討してまいります。

(2) 三重県地域産業振興条例における追加検討事項

改正項目	1. 「情報通信技術の活用」について
執行部 意 見	<ul style="list-style-type: none"> 第5条第1項第2号に「情報通信技術の活用」を追加することについて、特に意見はございません。
理由など	<ul style="list-style-type: none"> 「みえ産業振興戦略」では、サービス産業とともにづくり産業を本県経済の成長を牽引していく際の両輪と捉えているところですが、サービス産業の振興にあたっては、商品やサービスの高付加価値化につなげる取組や、新たな市場開拓に取り組む環境づくりに加え、業務プロセスの改善やITの活用などによる生産性の向上を促進していくことが重要と考えています。 また、今ある産業に情報通信技術の活用を促すだけでなく、情報通信技術を活用した産業、例えば、地域の医療、福祉、防災、観光などのさまざまな分野のサービス産業の誘致に取り組むことも必要と考えています。 こうしたことから、IT化が進んだ今日において、産業力強化のためには、情報通信技術を活用していくことは必要であると考えています。

改正項目	2. 「流通」について
執行部 意 見	<ul style="list-style-type: none"> 第5条第1項第6号に「流通」についての規定を加えることについて、特に意見はございません。
理由など	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業が開発した地域資源関連商品の多くは、「生産ロットが小さく、既存の流通ルートに乗りにくい」といった課題があります。 このため、実験的な取組として、本年9月に本県と百五銀行が締結しました包括協定に基づき、11月上旬に、百五銀行を中心とした金融機関グループが、東紀州地域から北勢地域への継続的な物流・流通ルートの形成をめざし、東紀州地域の事業者と、中勢・北勢地域の小売店を結び、農林水産物(ミカン、熊野地鶏など)や、それらを原材料とした加工品の販売を行うトライアル事業を実施しました。

	<ul style="list-style-type: none"> この取組を通して、生産者と小売・流通業者とをつなぐ「商社」的機能を持った事業者の必要性などの課題が明らかになりました。 このため、来年開設予定の首都圏営業拠点を活用し、県産品の販路拡大につなげていくためには、首都圏への物流ネットワークの構築が必要と考え、来年度予算では、流通機能の仕組みづくりに取り組むための予算を要求しているところです。 こうしたことから、生産物や製造品等の「付加価値」というものを考えた際、より効率的、合理的な流通経路の確保とともに、流通コストを適正に価格へ転嫁することができれば、「付加価値」を高めることができ、ひいては事業者の競争力向上につながることが期待できるなど、産業振興における「流通」の持つ意味は重要と考えています。
--	--

改正項目	3. 「教育機関」について
執行部 意 見	<ul style="list-style-type: none"> 第2条第2項に「教育機関」についての規定を加えることについて、特に意見はございません。
理由など	<ul style="list-style-type: none"> 地域の産業が今後も持続的に発展していくためには、技術力を向上させ、それを継承・発展させていく人材の育成が必要であり、「みえ産業振興戦略」においても「戦略6振興戦略プラットホームの構築」に、「ひとつづくり」を位置付け、人材育成にかかる取組を重視しているところです。 特に、産業界や教育機関と連携し、研究人材等の育成や次代を担う骨太な若者の育成をしていくことで、地域の成長戦略への「若者」の積極的な参画を促していきたいと考えています。 産業の競争力強化のための人材の確保・育成や、就職への意識付けに始まる人材育成を含めた就労支援など、「教育機関との連携」や、「教育機関が果たすべき役割」について鑑みれば、「教育機関との連携」は重要であると考えています。

改正項目	4. 「検討条項」について
執行部 意 見	<ul style="list-style-type: none"> 附則に「経済的・社会的環境の変化」を勘案し、「必要があると認められるとき」に検討が加えられることについて、特に意見はありません。
理由など	<ul style="list-style-type: none"> 「(1) 検討事項」に、「経済情勢の変化が激しい今日において、5年のサイクルが妥当か」とありますが、国内外の政治・経済情勢がめまぐるしく変化する中において、条例の見直しのタイミングをあらかじめ的確に捉えることは困難と考えられます。 附則第2項の規定は、5年のサイクルで検討を行うものではなく、あくまで施行から5年後を目途として検討することを定めたものと解しており、条例施行後、5年を経過した現在においては、隨時必要に応じて見直しを行うことができるのではないかと考えます。 例えば、条例の目的や対象が、経済情勢の変化に対応できないなど妥当性を失ったり、他の法令等と不整合が生じていたりするような状況下にあるならば、その時点で対処すべき行政課題に対応できるよう見直しを行うことが必要であると考えます。 なお、本条例は議員提出条例であり、改正条文案書中「必要があると認められる」ことの「認定」と「検討が加えられること」に関しましては、議会当局が主体的にご判断されることと思います。